

平成 27 年度 第 2 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 27 年 10 月 21 日（水） 10：00～12：00

場 所 県議会議事堂 4 階総務企画国体委員会室

出席委員 10 名（敬称略）

会 長 桐 木 陽 子 松山東雲短期大学教授

副会長 壽 卓 三 愛媛大学教育学部教授

委 員 越 智 やよい 公益財団法人えひめ女性財団常務理事

〃 窪 川 昌 平 NHK松山放送局放送部長

〃 長 尾 由希子 聖カタリナ大学准教授

〃 藤 田 恭 子 愛媛労働局雇用均等室長

〃 藤 田 由 美 （一社）愛媛県建設業協会女性部部会長

〃 村 上 一 郎 愛媛県 P T A 連合会会長

〃 安 田 俊 一 松山大学経済学部教授

〃 横 山 ぬ い えひめ女性活躍推進協議会副会長

1 開 会

○司会 ただいまから、今年度第 2 回目の愛媛県男女共同参画会議を開会します。まず、最初に桐木会長から御挨拶をお願いします。

2 会長あいさつ

○桐木陽子会長 皆様おはようございます。大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。第 2 回の愛媛県男女共同参画会議を開始したいと思います。今日は大変重要な、男女共同参画計画中間改定につきまして皆様に議論いただきたいと思えます。最近では、外国の例ですが、大変若い女の子が性暴力の被害に遭うなど、男女共同参画が世界的にもっと推進されなければならないという事件がございました。先進国である日本は、国としてもっとこの施策を推進しなければなりません。そのためには、地方でより男女共同参画を推進する必要があるように思えます。28 年度から 32 年度まで、男女共同参画推進の方向を示す大変重要な計画でございます。忌憚のない御意見を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

当会議は、15 名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の 8 名でございます。

本日は、10名の委員に御出席いただいておりますので、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項に基づき、本会議は有効に成立しております。

なお、前回の会議以降、1名の委員の交代がございましたので、御紹介申し上げます。お手元の委員名簿を御覧ください。名簿の中ほどにあります愛媛県商工会議所女性会連合会理事の佐川 東輝枝（さかわ ときえ）様には、前任者からの交代で、今月から委員に御就任いただいております。本日は残念ながら所用のため欠席されておりますので、お名前の御紹介のみさせていただきます。

本日は、会議を傍聴される方が見えております。傍聴される方には、お手元にお配りしております「傍聴者の遵守事項」に記載しております内容を遵守いただきますようお願いいたします。

- ・撮影及び録音を行わないこと。
- ・静粛を旨とし、審議の円滑な進行を妨げないこと。
- ・会長及び事務局職員の指示に従うこと。

従わないときは、退場していただく場合がありますので申し添えます。

議事に入ります前に、本日の資料の御確認をお願いします。あらかじめ委員の皆様には、本日の次第、配布資料一覧、資料1から7までをお配りしておりますが、本日、委員名簿と配席図のほか、資料7の中のA4の資料になりますが、中間改定の基本的な考え方につきまして修正がありましたので新たにお配りしております。その他、第3回の男女共同参画会議開催の御案内、ワーク・ライフ・バランス企画セミナーのチラシ、みきゃんの投票についてのお願い、以上資料等お手元に資料がおそろいでしょうか。おそろいでない場合は、お知らせください。

それでは、男女共同参画推進条例施行規則第14条第1項に基づき、ここからの進行を桐木会長にお願いしたいと思います。

なお、委員の皆様のお発言につきましては、事務局担当者がマイクをお持ちしますので、マイクを通じて御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、桐木会長よろしく申し上げます。

3 議 事

○桐木陽子会長 それでは、議事に沿いまして、関係課及び事務局の説明を受けながら、皆様方からの質疑、意見交換を行っていきたいと思います。今日は大変議題が多くなっておりますので、運営に御協力お願いしたいと存じます。

それでは、議題1「関連計画ヒアリング」として、まず、少子化の現状及び「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」について子育て支援課から説明をお願いいたします。

○子育て支援課 それでは、本県の少子化の現状と「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の概要について御説明をさせていただきます。

はじめに、本県の少子化の現状について御説明をさせていただきます。お手元にごございます資料の1ページを御覧ください。上の表は、本県の出生数と合計特殊出生率の推移を表したものでございます。平成26年の本県の出生数は1万399人で、戦後最少を更新しております。第2次ベビーブームの最中である昭和48年と比較をいたしますと、約42%にまで落ち込んでいる状況でございます。また、1人の女性が一生に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は1.50となっております。傾向といたしましては、昭和

49年の2.16から概ね減少の一途をたどり、平成16年には最低の1.33にまで落ち込んだものの、その後は徐々に持ち直し、平成25年には1.52にまで上昇しましたが、平成26年は10年ぶりに減少に転じました。

なお、表には記載をしておりますが、全国の様相も本県とほぼ同様の傾向を示しております。回復傾向にブレーキがかかった要因として、国では、晩婚化・晩産化の進行により、20歳代の出生率の落ち込みが大きかったことに加え、これまで出生率の上昇を支えてきた、30歳代のいわゆる団塊ジュニアの出産がピークを越え、押し上げ効果がなくなったためではないかと分析をしております。

続きまして、下の表は、本県の総人口を表しております。1955年の154万628人が最大で、その後は、1985年に152万9,983人を記録して以降、減少の一途をたどっており、2013年10月の最新結果では、140万4,778人となっております。本県の将来人口予測につきましては、今後さらに減少することが見込まれておまして、2040年には107万4,618人にまで落ち込むと推計されております。

続きまして、2ページを御覧ください。少子化の主たる要因である「未婚化、晩婚化、晩産化」の問題のうち、まず、未婚化の状況でございますけれども、上の表は、50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合である「生涯未婚率」について、本県の状況を表したものでございます。2010年の状況は、男性が18.72%、女性が10.69%で、おおよそ、男性の5人に1人、女性の10人に1人が生涯未婚となっております。

また、下の表は、未婚率を5歳刻みの年齢別で表したものでございますが、いずれの年齢区分におきましても、男女とも未婚率が上昇しており、未婚化が進行している現状が窺えます。特に、25～29歳の女性の未婚率が急激に上昇しておりまして、こういったことが出生率の低下や出生数の減少に繋がっていると考えられるところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。上の表は、本県の平均初婚年齢の状況を表したもので、平成26年は、男性が30.3歳、女性が28.8歳で、前年と比較をいたしますと、ともに0.2歳上昇しております。男女とも年々上昇をしておりますが、特に平成12年頃を境にグラフの傾きが以前と比較して急になっておりまして、これは近年になって、初婚年齢の上昇、いわゆる晩婚化が急激に進んでいることを意味しております。

下の表は、本県の母親の平均出生時年齢、女性が子どもを何歳で産んだかを表した表でございます。上の表で晩婚化が進行していることを御説明しましたが、晩婚化により初婚年齢が上昇することに伴いまして、平均出生時年齢も上昇し、晩産化が進行している状況でございます。

以上、本県の少子化の現状について簡単に御説明をさせていただきました。少子化の急速な進行は、地域社会の活力低下や労働力人口の減少など、本県の持続的な発展を揺るがすだけでなく、子ども同士の触れ合う機会が減少することによる自主性や社会性の低下など、子どもの健やかな成長にも深刻な影響を及ぼします。

このため、本県では、平成17年3月に、次世代育成支援行動計画である「えひめ・未来・子育てプラン」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための諸施策を積極的に展開し、一定の成果を上げてきたところですが、未婚化・晩婚化・晩産化の進行や若者の県外流出などの影響により、出生数は減少傾向が続き、今後も減少することが懸念されています。

こうした現状に歯止めをかけ、少子化の流れを変えるためには、これまでの成果に加え、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化によって新たに生じた課題等にも的確に対応できるよう、本県の実情に即した効果的かつ実効性のある対策を講じるなどの取組みを更に強化していく必要がございます。このため、平成26年度末で終期を迎える前ブ

ランに代わりまして、本年3月、平成27年度を始期とする向こう5年間の「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」を策定したところでございます。

それでは、4ページを御覧ください。プランの概要について御説明をさせていただきます。現プランの策定に当たりましては、基本理念や基本目標、基本施策などの全体的な施策体系について、基本的に前プランを踏襲しておりますが、前プランの期間中に生じた新たな課題等へも的確に対応する必要があることから、そのための変更を行っているところでございます。

まず、プランの「基本的な考え方」でございますが、現プランは、昨年10月に公布・施行された「愛媛県少子化対策推進条例」に基づく「県基本計画」をはじめとして、終期が10年間延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「県行動計画」や、「子ども・子育て支援法」に基づく「県子ども・子育て支援事業支援計画」のほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「県子どもの貧困対策計画」など、子どもに関わる複数の計画を一体的に策定した総合的な計画として、ひとり親家庭の自立支援、親子に安心な生活環境の整備、母子保健対策等のもとより、少子化対策及び子育て支援として、結婚支援の一層の強化や妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」を盛り込んだ内容としております。

また、前プランではテーマというものを掲げておりませんでした。現プランでは「結婚を望む人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる愛媛づくり」を新たにテーマとして掲げております。

次に、「基本理念」でございます。本年7月に発表された少子化社会対策白書によると、未婚で現在恋人のいない男女のうち約4割が「恋人が欲しくない」と答えるなど、近年、若者の結婚に対する意識が変わりつつあります。こうした若者が、結婚に夢や希望が持てるようにするためには、出会いの場の提供などの結婚支援対策をさらに強化していくことが重要であることから、プランの「基本理念」につきましても、「子ども」、「親」、「地域」というこれまでの3つの視点に加えまして、次代の親となる「若者の視点」を新たに追加し、4つの視点から計画策定を行っているところでございます。

次に、「基本目標」でございます。前プランでは、子どもの成長段階に応じた4つの目標と子育て全期間を通じた3つの目標、計7つの基本目標を設定しておりましたが、「子ども・子育て支援新制度」、これが本年4月からスタートすることを踏まえまして、現プランでは、これまで第3目標に含まれていた新制度に関連する施策を第4目標として独立させ、子どもの成長段階に応じた5つの目標と子育て全期間を通じた3つの目標、計8つの基本目標を設定しております。

次に、「施策体系」でございますが、5ページと6ページに詳細な資料を掲載しておりますので、こちらをあわせて御覧いただけたらと思います。基本施策につきましては、8つの基本目標ごとに3つの施策、合計24の施策を設定しており、更に基本施策ごとに具体的な施策を盛り込んでいるところでございます。具体的には、これまでの取組みに加えまして、早期結婚に向けた支援や結婚・子育ての意識を醸成する機会の提供など、未婚化・晩婚化対策の強化や、若年者の正規雇用等への転換支援など、若者に対する支援の強化のほか、母子保健知識の普及啓発や子育て支援スマホアプリの活用によるワンストップ相談対策の構築など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、認定こども園の増加や放課後児童クラブの設置支援など、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、児童相談所の機能や市町との連携強化など、要保護児童対策の強化やひとり親家庭への支援強化、これらなどにも重点的に取り組むこととしております。なお、施策ごとに全部で86の目標指標を設定し、施策の成果を検証することとしております。

以上が、本県の少子化の現状と「第2期えひめ・未来・子育てプラン」の概要でございますが、当プランは、庁内関係課の協力のもと、児童に関わる総合的な計画として策定をしております。実施に当たりますとも、プランに盛り込んだ施策等を、部局横断的に推進するとともに、市町をはじめ子育て支援団体、企業等と一体となって、オール愛媛で着実に実行していくこととしております。それにより、新たにテーマとして掲げました、「結婚を望む人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる愛媛づくり」を推進し、少子化の流れを変えていくよう努めて参りたいと考えておりますので、引き続き、委員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それでは委員の皆様から、御意見、御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村上一郎委員 感覚的なものでもかまわないんですが、ニュースとかを見ていると晩婚化という言葉で片付けられているところがあるんですが、愛媛県として何か晩婚化の理由があるものなんでしょうか。逆に、全国的に晩婚化の定義づけということで、理由として言われていることを教えていただければ。あと二点ほどありまして、自分はPTAの代表でございますので気になったところなんですが、放課後児童クラブの設置数、目に見えて増えてきているのは十分取り組みが進んでいることだと思うんですが、こちらの方、文科省の土曜学習や土曜教育との進み具合と連携のとれた取り組みになれば、私ども大変ありがたいと思っておりますので、今後ともお願いできたらという部分です。もう一点、教育委員会の方ではよく話をするんですが、魅力ある学校づくりということで、県立学校の耐震化、高校も進んでおりまして、私の地元の長浜高校辺りもどんどん進んでいるんですが、市町においても当然これについては目標を定めていると思うんですが、県という立場で、市町でもペースを上げていくようにという助言が入れられないかということをお話させていただいております、市町にはなかなか言えないというところもあるでしょうけど、先ほどの晩婚化の件と、耐震化の関係について、市町への呼びかけを指標には入れられないものかということをお話させていただければと思います。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○子育て支援課 晩婚化ということでございますけれども、愛媛県特有ということではないと思いますが、1つには男女ともに大学進学率の向上等で、大学卒業年齢が当然22歳、23歳ということになります。また、女性の社会進出を含めて、就労等による結婚年齢の上昇が挙がってくると思います。それと、結婚したくても結婚できない状況ということで、生涯未婚率が先ほどの表で非常に上がっていて、特に男性の上昇カーブが非常に大きいと。これは、リーマンショック等の不況下における就労形態の変化とか、そういったことがダイレクトではないかわかりませんが、一定の軌を一にした動きになっているのかなということで、どうしても就労形態が不安定な状態で結婚・妊娠・出産に進めないといったことも要因の1つかなと思っております。

次に耐震化の問題ですけれども、こちらも今回のプランの中で耐震化率の向上等について、お手元の資料の6ページの上段、第5目標の目標指数16の三段目の所に、学校の耐震率ということで掲げさせていただいております。県立学校等の耐震化率、あわせて

市町立小中学校等の耐震率ということで、児童・生徒の安全の確保で目標等に挙げさせていただいております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。経済的な要因が大きいのではないかという分析、それから耐震化率は指標に示されているということですが、村上委員よろしいでしょうか。

○村上一郎委員 6ページに挙げられているのは県立学校施設ということですが。

○子育て支援課 資料には県立学校のみを記載しておりますが、プランでは、市町立小中学校の耐震化率についても目標として挙げさせていただいております。こちらの資料は概略版ですので、県立のみが表示されているということでございます。

○村上一郎委員 ありがとうございます。市町については増加を呼びかけていくという部分だとは思いますが、このあたりは部局が違うんでしょうけど、国の補助金に対する県の補助の嵩上げなど、進めていこうと思えば県の施策はたくさんあるので、これは子育て支援課さんがやることではないとは思いますが、横断的に動かれるということでしたら、またそういった意見もあるということをお伝えいただいたら大変ありがたいです。

○桐木陽子会長 越智委員、お願いいたします

○越智やよい委員 5ページの目標指数15、地域型保育事業と利用者支援事業が新たに48ヶ所、24ヶ所設置されるようになっていんですけども、具体的にどういう事業になるのかお教えいただきたいのと、もう一点、6ページの第6目標の目標指数20の高等学校卒業程度認定試験の合格率が0%から100%になっているんですけども、0%ということはない、現在も実際やっているのではないかと。これで認定していただいて大学受験で行っている子どもたちが結構いるのではないかと思います。0%というのはどうなのかということをお教えいただいたらと思います。

○子育て支援課 先に高等学校卒業の認定試験の0%の意味ということでございます。これは、ひとり親家庭の新規施策として親御さんの就労環境改善のために高等学校等の卒業程度の認定試験合格を支援するという新規事業ということで、0でスタートして、支援を拡充していくということです。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。新規事業ということでよろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。横山委員、お願いします。

○横山ぬい委員 6ページの第8目標、子育てと仕事の両立を実現する“えひめ”の中の1番で、「えひめ子育て応援企業」認証制度の普及促進とありますが、年々飲食企業様が増えておまして非常に推進が進んでいることと思っておりますが、段階的には認証制度をいただいて表明するという意識のレベルから、具体的に企業の中で、どうやって女性たちが子育てをしながら働くかの制度づくりであったり、様々な仕組みに着手できるかという段階にきているのではないかと思います。そういった各認証制度を受けられた企

業様の推進における支援と言いますか啓発と言いますか、そういった取組みはどのようなことをお考えでしょうか。

○子育て支援課 まず直接の所管は労働部局で持っている認証制度でございます。そういったことから企業サイドに対する働きかけというのを、労働サイドでも行っております。また、男女参画・県民協働課でも行っております。また、子育て支援課の今年度新規事業の1つを例として挙げさせていただくことで、答えに代えさせていただきたいと思うんですが、先ほどの晩婚化ということもあって、ワーク・ライフ・バランスのことや若い段階から将来設計を考えていくということで、新規に採用された新人、就労したての1年目の方に対する企業研修として、将来設計に関する講義を受講していただくという事業を始めております。それはもちろん、若い方に将来を見据えていただくということですが、それを引き受けていただける企業サイドというのは、新人に対して、結婚・妊娠・出産をして退職するのではなく、そういったプランを持って支援していくというこの理解を得られて初めて先ほどのような研修が行えるのではないかと考えております。私どもの方ではそういったスタンスで、若い世代に対する研修を行うというのが直接の目的でございますが、企業に対して働きかけることで、企業マインド、トップであったり人事部であったりに対しても働きかけを行っているということです。各部局横断的と言いましたが、それぞれの部局でそれぞれの立場から働きかけをさせていただいております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。関係部局、また愛媛労働局とも連携されるかと思しますので、よろしく願いいたします。

安田委員お願いいたします。

○安田俊一委員 2ページの3の生涯未婚率のグラフですが、他県もこういう形なんでしょうか。もう一点、リーマンショック関係も原因じゃないのかという話がありましたが、トレンドが明らかに男女ともに90年から変わってきていて、そのあたり分析はあるんでしょうか。90年時点で50歳で未婚だということは45年に生まれた人ですよね。あと5年ずつずれていくことを考えても、2000何年というところの経済状況と言うよりはもっと根深いのかなと。そこをお願いします。

○子育て支援課 完全に分析ができていうわけではございませんが、ちょうど交差しているところがバブル崩壊の時期になっています。もちろんこれは、経済的な問題とか就労と言った単一の問題だけではなく、その世代ごとの意識傾向といったことも強く影響していると思います。いわゆる草食とか絶食とかと言われるようなそれぞれの世代のトレンドが婚姻に影響を及ぼすと。ですから、経済的な状況等のバックボーンをとらえたときに、そういったバブル崩壊後の様々な経済的な要因、それに伴う就労形態などが、不安定就労で結婚できるのかということも1つの要因だろうと推測はできますが、完全にこの要因で生涯未婚率が上がったという分析が全国的にもできているものではないと思います。ただ動向としては、全国的には他県もほぼ同じで、もちろん地域による若干の差はありますが、基本的には同一の傾向を示しているということでございます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。村上委員も安田委員も御指摘のように、本県独自の晩婚化の理由であったり、未婚率が上がる理由があるのかということで、引き続

き分析が必要かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、固定的な性別役割分担意識、女性の働き方の見直し、男女共同参画理解の普及啓発につきましては、男女参画・県民協働課との連携が欠かせませんので、またよろしくよろしくお願いいたします。

時間も来ているのですが一点だけ、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援をという柱を示されましたが、この視点で何か新しく事業を打ち立てられることはございますでしょうか。

○子育て支援課 妊娠から出産までということではいろいろな形で新規施策も行っております。1つ例として挙げさせていただきますけれども、子育て支援アプリというものを今開発しております、11月の中下旬ごろに公開を予定しております。これは、結婚・妊娠・出産まで、当然妊娠には不妊治療や妊活といった分野が含まれて、その後出産で、乳幼児期の母子保健の関係から、保育所入所、学童といった長期にわたる流れの中で、各種の様々な相談内容にお答えしたり、関連する行政情報を提供させていただいたりするものでございます。また、これも計画中なんですけれども、愛媛版の出生届とか婚姻届とかをダウンロードできるようになっており、これをアプリのダウンロードのきっかけの1つにさせていただくことを考えておまして、そういった形で切れ目ない情報をアプリで提供する。これは役所に足を向けにくい、あるいはハードルが高いと感じる若い世代の方は、アプリの使用には長けてらっしゃると思っておりますので、1つの切り口としてそういったプラットフォームを開発して公開していきたいと考えております。他にも様々な新規施策というのもございます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。壽委員お願いいたします。

○壽卓三委員 私はここに抜けている視点があると思うんですね。若者の結婚等を支援するということですけど、もちろんこういった支援が足りないとか、保育所の問題もあるんでしょうけど、実は自分の家で、お父さんお母さんの姿が結婚の望ましい姿として見えてこないという、大人たちの責任という部分があるんです。ですから、第8目標の子育てと仕事の両立のところでもそうですけど、子育てしやすい職場環境づくりというときに、今は認証ということでエンカレッジだと思っておりますが、これから先のところにおいては、県や松山市はチェックリストのような形で、こういったことにどういった形で会社として、ないしは家庭として意識的にやっているかということのを計ると。なかなか難しいとは思いますが、例えば年休を40代、50代の人たちは取っていますか、取りやすいよう支援していますかといったように、おじさんおばさんたちが、若い人たちの結婚を支援しようとしているのかということが見えてこない、というのが重要な問題だと思うんですが、そこは何もやっていない、国もやっていないのではないかと思います。環境づくりが大事だということは一般論としては言えますけれども、要するに職場や家庭において、結婚が望ましい姿だなということが空気として見えてこない、ここをどうするかを考えないと。少子化の問題は、県として成り立たなくなるという問題ですよ。それくらい危機意識を持って、今からやらないと、今でも手遅れかもしれません。団塊ジュニアのところでは対応できなかったという責任を、大人たちはどうとるかという話だということ、もっと我々は意識しなければならぬと思います。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。子育て支援課だけの問題ではないような、大きな投げかけをいただきました。

○子育て支援課 もちろん先ほど申し上げましたように、委員がおっしゃられた、エンカレッジ、啓発だけではだめということではございます。結婚・妊娠・出産に夢を持つという視点が非常に重要だという先生のお話に関連して、子育て支援課で直接事業実施しているものとしましては、乳幼児とお母さんと中学生が触れ合う機会を設けて、子どもって赤ちゃんって命ってこんなに素敵なんだということを体験してもらう事業を最近始めておりまして、今年度も非常に多くの中学校で好評をいただいております。いろんな部門の視点、労働部門の視点であったり、男女共同参画の視点であったり、それぞれ違う部署が直接事業執行しておりますが、いろんな形で、例えばメンターといった形で企業内に養成する、と。それは女性活躍といった面でのメンターでもありますし、子育ての方ではイクメン・イクジイあるいはイクボスといったことで、企業内外で経験を積んでいただく場の提供であったり、それをリードしていくメンターなりリーダーなりの養成であったり、それらの方のネットワークの構築ということも、現在でも進めております。また次年度以降の課題として、そういったことに力点を置いた施策の検討も今行っているところであります。ただ、委員がおっしゃられたように、チェックしてというところまでのものではないんですが、積極的に働きかけを行っていくような施策にも取り組んでいるところで、今後ますます強めていきたいと考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。まさしくオール愛媛で取り組まなければならない、産めよ増やせよではない少子化対策が求められるんだと思います。意識の啓発については、何度も申し上げますが、男女参画・県民協働課との連携が欠かせませんので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。まだ聞き足りないことはあると思うんですけども、もしありましたらこの会議以降事務局にお問い合わせいただく形でお願いいたします。

長時間にわたりまして子育て支援課の方、ありがとうございました。

続きまして、「愛媛県農山漁村女性ビジョン」につきまして、農産園芸課から説明をお願いいたします。

○農産園芸課 今回は、資料に基づきまして「愛媛県農山漁村女性ビジョン」について、そのビジョンで出しております目標数値の推移、そしてそのビジョンを達成するための1つの農産園芸課普及指導係の事業の御紹介と、私たちが調査しております起業活動と家族経営協定の状況等を御紹介させていただきたいと思っております。

皆様も御存知だとは思いますが、一般的に農家、漁家、林家という農山漁村には固定的な役割分担意識とか古い慣習などがいまだに残っているということで、女性ビジョンというものを定めて男女共同参画の推進をしていかなければいけないと考えています。これは国の基本計画とか、農林水産省関係で言えば食料・農業・農村基本計画で謳っています。そのビジョンの中で、これらを改善するために、まず経営の改善や発展のためには、女性の視点が不可欠であります。私は20年前に農家さんのところに入って1ヶ月農家体験研修をしたんですけど、それをとても思い知らされました。農業に関しての話になりますが、農家というのは家族経営体であるということで、いたわりとか思いやりの中で、古い慣習に基づいて役割分担されているんですけど、どうしても女性の方が負担が大きいのではないかと実感しました。ただ女性の視点での考え方とか取組みというのが、家族経営の中でとても大きな役割をしておりますし、それは昔も今もこれからも変わりようがないと思っております。それから、過疎化・高齢化する農山漁村におきましては、担い手としての女性の活躍が一層求められます。女性の方が発想も豊か

であったり、仲間を上手く作られたりとか、平均年齢も高いということからです。それから、魅力ある農山漁村づくりのためには男女共同参画に関する意識改革と地域ぐるみでの実践が有効です。やはり一人ではやっていけないものですから、地域とか関係機関への働きかけ、そういうものへの男性社会の中での訴えかけや啓発などから、これを結び付けていきたい。それらを受けて、このビジョンに関しましては、固定的役割分担意識の解消、方針決定の場への女性の登用、それから女性の活躍の場として定着しております加工・販売などの起業活動の推進、仕事と生活、これは両方を家族の中でやっていくわけですから、上手く回すための家族経営協定の推進などを取り上げています。庁内の関係機関はもちろん、庁外の農業委員会や市町、団体の協力がなければこれは推進していけないものですから、それらの協力の下、推進方策の指標と目標を決定しております。推進方策としての3本立てとして、方針決定の場等への女性の積極的登用、女性の経営参画の促進、それから女性が活動しやすい環境づくり、の3つになります。それぞれに具体的な施策と指標目標を設定しております。指標目標に関して直近のものが、次のページにありますので見ていただけたらと思います。27年7月1日現在ですが、全てが7月1日現在ではなく、一番新しくデータをとったのが7月1日ということになりますので、26年の12月現在というデータもあります。

まず一番目に関しましては、農業に関しては農業委員における女性の登用、農協の役員女性の登用、農協内の正組合員数、総代、森林に関しましては、森林組合の役員、漁業に関しましては漁業協同組合の役員に、それぞれ占める女性の割合というのを指標にとっております、12年策定時と27年7月現在27年目標を書いております。このうち農協関係に関しましては、ほぼ達成しているのではないかと考えております。また、農業委員に関しても、愛媛県でも女性農業委員の会が発足しております、現在44名の会員がいらっしゃいます。その中で、市町20委員会あるんですが、20委員会のうち女性がいらっしゃらないところもありますけども、全体としては目標数値の7%を確保しております。一方、林業や漁業に関しましては、示してあるとおり目標まで程遠い状況です。特に林業に関しては、企業としては女性はいらっしゃるらしいんですが、個としての経営体っていうのがないという状況で、あるいは漁協に関しましては、お伺いすると組合に入っている方自体がない、少ないという状況のなかで、役員が出てこられる母数がないものですから、少ないという状況であると伺っております。

次に女性の経営参画の促進に関しましては、女性起業活動数、漁業の起業グループ数、認定農業者に占める女性の割合、農業指導士に占める女性の割合、です。それぞれ先ほどと同じような数値を書いております、女性起業活動数に関しましては、450件に対して408件の状況ではありますけれども、この件数及び年間の伸びと言うのは中四国で一番多く、26年のデータに基づくと、408件と言うのは全国トップ5に入っております。ですから、盛んに女性が起業活動をしているということがわかります。それから、認定農業者に対する割合は、10%までいっていませんけど、8.7%とそれに近くなっておりまして、指導士も30%目標に対して、25%とだいたい8割くらいの目標にはいきそうかなと考えております。

それから、最後の女性が活動しやすい環境づくりに関しましては、家族経営協定の締結、林業グループの女性会議加入組織数とか、従来は男性だけが掛けていた農業者年金ですが、全国組織の基金の方でも女性を増やしていきたいということもありますし、先ほど申しましたけれども、女性の方が農業に従事する期間も長いですから、余計女性には掛けていただきたい、と考えているようです。これは目標10%だったんですが、もう14.2%と大幅に現時点でもクリアしております。それから女性組織のネットワーク数、

30 組織に対して 24 組織という状況です。ちなみに農業者年金に関しましては、近年新規加入者数の 3 割程度が女性と聞いております。全体の目標としては、39 歳以下で 2,700 人ということですが、これの 6 割か 7 割かという達成率ではあるとのことですが、最近特に女性に加入していただいているとのこと、今後も推進していきたいと思っております。

次のページにこのビジョンに関して推進をする 1 つの事業として、6 次化とか農商工連携とか含めて、他課にもたくさんありますが、農産園芸課でもっております事業を説明させていただきます。13 年から開始しております、平成 28 年で一区切りして、また次からも継続したいと思っておりますが、農山漁村男女共同参画強化事業費というのがあります。予算額的には 450 万程度ではあるんですけども、私たち普及指導係というのは、本庁だけではなく、局支局だけではなく、昔でいう農業改良普及センターをもっています。これが県下 13 拠点あります。しまなみもありますし、四国中央市もありますし、愛南町もあると。もちろん久万高原町も。ですので、県全体として取り組むことと、13 拠点として実施すること、それぞれに分けて、特に地区段階でやっていただくことに関しては、その地域に合ったことを、3 つの方針の推進に向けてやっていただいております。

それでは次の 2 ページを御説明したいと思いますが、まず県下の 20 市町の起業活動の状況はどのようなものなのかをお示しします。全体で 408 の女性起業活動があるとなっております、その中に直売所やふるさと小包というのも一部ではよくやられていたり、グリーンツーリズム関係で言うと、農家レストランや民泊、民宿、体験なども盛んな地区がわかると思います。この 185 という直売所は、農協系以外の直売所になります。ですので、この辺で言えば、太陽市やさいさいきてやや周ちゃん広場は入っておりません。からは入っています。上の直売所、朝市というのは、出品している女性のグループ数ですので、その中には農協系も入っております。

次に、最後のページですが、これが家族経営協定締結の状況になります。枠外に書いているのは 26 年から対比して各市町がどのくらい増えたか減ったかになっておりまして、全体では 14、26 年に比べて増えております。数が少ない多いというのは母数が違うというのが相当あるんですけども、やはり南予の方の八幡浜とか宇和島とか、この辺で言えば松山とか、かんきつ地帯においてはかなり多い協定が結ばれているということがわかります。

また、最後にはなりますが、このビジョンというのが 27 年度、今年度までになりまして、他県とかでは独立した農林水産業関係のビジョンと言うのがなくなりつつあるんですけど、つまり県の大きなビジョンの中に入っていこうと、ではあるんですけども、今年度中に国の食料・農業・農村基本計画とか、あるいは第 4 次の基本計画の方向とか、県の中間改定などをふまえて、農産園芸課の考えとしては今後も継続して 5 年間のビジョンを策定したいと思っておりますので、引き続き関係機関と連携しながら、また皆さんからの御協力もいただきながら策定に向けていきたいと思っております。以上です。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それではただ今の御説明につきまして、皆様から御意見、御質問頂きたいと思っております。越智委員お願いいたします。

○越智やよい委員 今年、11 月 6 日から八幡浜とか、今治とか、地方局が実施する農山漁村の研修会があつて呼んでいただいております、女性ビジョンがどんなものかというところが大変気になっているところではあるんですけども、変わりようがないと言

切ってしまっただけではないと思いますが、それぞれ農家、漁家、林家、違いがあるんじゃないかと思うんですが、特色を明確にしてそれぞれの課題を示していかないと解決に向かっていかないんじゃないかという気がしています。指標目標などを見ましても、確かに方針決定の場への女性の参画や、女性の経営参画、活動しやすい環境づくりという項目立てもいいと思うんですけれども、目標自体が、農業と漁業と全く違ってくると思うんです、数字的にも。この指標を示してもらっても、上手くいっているのかどうかはわかりにくい数字だなということもいつも感じているんです。7%目指してそれでいいのか、話聞くとけっこう進展していったんだなということがわかったんですけど、進展していっていることが伝わるような指標の表し方が少し工夫できる場所がないかなという気がしています。漁家の問題とか、今日喜田委員がいらっしゃらず残念ですが、家族協定数1つとっても、漁家の場合は2件のみでまだ全然進行してないという状態なんですけど、なぜ進まないのかということも明確にして、それを進めていく何らかの方策を、普及センターを通してなり、工夫が必要ではないかなと。2件のままでいいのかなという気がしております。他県の女性ビジョンを見てみても、農山漁村に関しては同程度のものしか行きつかなくて、女性の経営参画もこんなやってますよ、というのをアピールするとか。農業の場合はここで具体的によく見えました、ふるさと小包とか農家レストランをやっているんだと。こういうのを見ることによって、漁家の方もこういうことができるんじゃないかという女性起業活動への参加が進んでいくんじゃないかなと思うので、もうちょっと現状を多く発信していく部分をやってかれるといいんじゃないかなということを感じた次第です。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。新たなビジョンを作るにあたって指標をどのように検討されているか、もし現段階で言えることがありましたら、また広報につきましても御説明いただけたらと思います。

○農産園芸課 たぶん来月の局の研修会というのは、農山漁村男女共同参画強化事業費でやっている中で開催されるものだと思うのですが、御協力ありがとうございます。指標は今考えておりますが、私たちは農業系なので、農業のお話をまずしますと、農協と農業委員が今年大きく変わります。これが年度末に変わってくるので、中間改定に間に合わないの、今すり合わせをしようとしています。ただ、第4次の基本計画にも書いてたりしますが、農業委員とか農協とかの女性の進出に関しての項目は外せないと思っておりますので、じゃあどの辺の登用数とするのか。農業委員というのが今までは公選と選任で選ばれていたんですが、任命になってくるんです。任命になってくることで、減ることもあるのかなと思っています、これは市町がやりますけども、そういう中で意見とかをちゃんと述べられる農地利用最適化推進委員というのが新たにつくられまして、この農地利用最適化推進委員を含めて最低でも今の44人というのは県下で確保したいと農業委員会とは話をしています。それからプラスアルファでぜひ積み重ねていきたいと農業委員会とは話をしていますので、この辺のところは後日関係機関と検討しながら指標目標と、数値設定をしたいと思っています。

それから農業でもう1つ言いますと、活躍推進法もそうですけど、今農林水産省では、農業女子プロジェクトがスタートしております。これに関して1つ項目を考えたいと思っております。私たちが次年度予算化できたらいいと思いつつ事業を課内で考えております。ただ、来年度を待っている段階では何も進まないの、今年度ゼロ予算の中で、県内の一次産業女子のメンバーを募集したところ、19名、そのうち1名が漁家で、

一次産業女子という形になりますが、メンバーの方に来ていただきまして、これも随時募集していく予定になっていますけども、とりあえずメンバーの事前ヒアリングをしたり、交流会を今月末に愛媛大学農学部の方で部屋を借りて開催したいと思っておりますので、そういったところで要望とかを受けて次年度への事業化なり、事業化できなかった場合でも、13拠点もありますから通常の運営経費の中で地域に合った状況をふまえて対応していきたいと思っております。

あと林とか漁とかですが、私も林業政策課や漁政課の担当と相談するんですけども、もうちょっと先ほどいただいた意見も含めて、関係課とも相談して考えていきたいと思っております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。母数が少ないところでなかなか登用も難しい点もあるのかと思いますが、ポジティブ・アクションなど考えられるところがありましたら、是非御検討いただきたいと思っております。また、広報につきましては、農業女子など若い世代へのアピールも強化していただくということ、結婚相手がいないという農家の男性の方のお話などもよく聞きますし、林業、漁業については、人口そのものが減っているという状況ですから、女性が働きやすい産業となることが本当に必須であると思っております。引き続き、御検討、御努力をお願いしたいと思っております。

大変時間が押し迫って参りましたので、皆様から御意見もあろうかとは思いますが、このあたりで打ち切らせていただきたいと思っております。どうしても、という方いらっしゃいますか。最後に時間が余りましたら、そこで御意見、御質問いただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、女性活躍推進につきまして、男女参画・県民協働課より説明をお願いします。この部分についてはまとめて全て説明があった後に、御質問、御意見をいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○事務局

《 説明 資料3 「女性の活躍推進」について 》

《 説明 資料4 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方
(素案) 概要

第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方
(素案) <本文> 》

《 説明 資料5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 <本文> 》

《 説明 資料6 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
<基本方針本文>について 》

○桐木陽子会長 ありがとうございます。これまでの国の検討状況につきまして、御質問ございませんでしょうか。女性活躍推進に係るところは本県独自の事業ですが、これは資料の3でございますが、何かございませんでしょうか。

では、私からよろしいでしょうか。本県では、特に中小零細企業への働きかけをやっていくということですが、この自主シートの配布先というのはどこら辺をイメージされていますか。

○事務局 えひめ女性活躍推進協議会とも連携してということで、今推進協議会の構成団体が22団体ほどございますので、そういった団体さんを通じて傘下の企業さんの方へ御周知いただく、あるいは県の子育て認証企業さんなんかで前向きに取り組んでいる企業さんにも周知したりといったような形で広くお知らせして、目標を立てようというところは県の方に御提出いただくようなことで考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。中小企業ならではの目標設定というのはあるのでしょうか。

○事務局 基本的には各企業さんが自分のところで女性活躍に何が取り組めるかということを考えていただきますので、県としてこれをしなさいということは特に予定しておりません。国の方で義務があるところに関しましては、こういった形で作るんだよということでこれから先ガイドラインも出てきますので、そういうところを参考にさせていただいて、中小企業さんの方も自分のところで取り組みができるものがないかということを検討していただければと思っております。

○桐木陽子会長 中小零細企業ならではの特長と言いますか、風土とか習慣とか空気感というのは非常に変えやすいと思うんですね。そういったものはどうやったら変わるかと言うと、例えばトップの発言であったり、発信する言葉であったり、日常見聞きする先輩方の言葉であったり、態度であったり変わってくると思うんですね。その見直しというものが、このチェックにないなと思って。事例としては、トップのイクボス宣言とかあるんですけども、そういうものを積極的に推進していただくような県のメッセージというのが必要ではないかと。非常に肌感覚で若い人たちと言うのは育児休暇を取らなかつたり、有給休暇が取りづらい雰囲気であると判断してしまったりするところがあるので、中小零細企業ならではの何かこういう取り組みが効果的ではないかという県からのアピールがあればいいのではないかと思います。

○事務局 シート1の一番下のところに風土づくりということでチェックの項目を入れさせていただいております、その中で風土を変えていこうということで、こんな取り組みをしたらどうですかということで例示させていただいているんですけども、今年度の県の当初予算の方でえひめ女性活躍推進事業というのがございまして、こちらの方で経営者向けの意識啓発という事業を行っております。この事業、来年度以降も続けていきたいと思っておりますので、そういったところで起業の経営陣や管理職向けに意識啓発をさせていただきたいなと思っております。また、何回も申し上げておりますが、女性活躍推進協議会のところにたくさん企業さんが入っております、それぞれの構成団体さんの方も、何か女性活躍について取り組みをしないといけないなと御認識はいただいておりますので、そういった協議会を通じまして、去年は行動宣言を出してこういった取り組みをするぞということで方向が決まったんですけども、こういったことを傘下の企業さんの方にどんどん広めていただいて、意識付けをしていただければと思っております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。横山委員、お願いします。

○横山ぬい委員 女性活躍推進協議会副会長に命ぜられておりますが、今年度の会議、

ワークショップがまだ1回目が開催されていませんので、私もまだ全体の概要が不十分なのですが、中小企業を対象とする女性活躍推進で私が最も大切だと思っているのは、女性活躍推進という国の大きな施策が、トレンドはあるんですが、やはり中小企業にとってもっと重要なことは、自社の事業が継続できて、この社員たち、雇用を守るという、経営を守って、どう成長させていくかということが一番重要なんです。ですので、女性活躍推進におきましても、女性が活躍することがいかに企業経営において労働力の確保であったり、また消費者目線に近い、女性のマーケティング意識を活用した経営戦略に直結しているんだという、このリアルなイメージを経営者の方々に、今実際にそういう客観的なデータもたくさん大企業さんの方で出ております。そういったこともふまえて、地域の経営者の方々、また最も重要なのはその企業で働く中間管理職の男性、今イクボスと言われてますけど、このイクボスの方と、女性従業員との人間関係、この関係性の改善というのが私は中小企業における女性活躍推進で最も重要な二点だと思っています。

○桐木陽子会長 日常の会話であったり、コミュニケーションというものがどうすればいいかということは、双方が悩んでいるのかもしれませんが、そういう具体的なことを意識啓発の中で事例などで普及していただけたらと思います。よろしくお願いします。他にございませんでしょうか。藤田委員、これに関して何かございませんか。

○藤田恭子委員 トップの方の発信が大事、トップの発信によって中小零細企業では大きく変わり得るという意見に非常に賛同させていただきますし、やはり経営にとって女性の活躍がメリットになるという点をまず訴えていかないといけないという点は、本当にそうだと思っています。やはり中小企業の、特に経営者の方では、女性の活躍は大手がやるところで、私らでは無理だと最初から決めてしまわれている部分がありまして、そこは女性活躍推進法に基づく行動計画を立てていただくときも、資料の5の中ほどにあります行動計画策定等のところに①～④まで、4つの項目を掲げていると思いますが、これは義務企業さんにおいては、必ずこの4項目について分析をして、問題点を探ったうえで計画を立ててくださいということになっております。これ以外にも任意項目を今省令で固めているところなんですけど、やはり御自分の会社でどういう問題点があるのかということをしっかり分析していただいて、中小企業では何も問題点ないんだということではなくて、自社でここだったら改善をしていけるんじゃないかということを目録設定していただいて、全ての企業において取組みが進むように、経営トップの方に訴えていく、経済的な側面を含めて啓発していくということを私どもも県の方、女性活躍推進協議会の方とも連携をとりながら進めていきたいと考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。他にありませんか。

○壽卓三委員 すでに言われていることなんですけど、県の方で状況報告シートという形で、ある種のデータをつけるのも大事だと思うんですけど、同時にヒアリングの中で中小企業に関しては、むしろ大企業ではできないような、こういう素晴らしい取組みがあるということを是非報告していただいて、それを共有していくと。例えば愛媛大学とか県庁でも、育休を取っている人数は実に恥ずかしいデータですよ、1人とか2人とか。中小企業の方はむしろそのあたりはある程度取れるという企業もおありなわけですから、愛媛大学とか県庁ができないことをやっていることなんかも、両方にとって刺激になる

と思いますので。もちろん出し方は工夫しなければならないと思いますが、是非そういった取組みを紹介し合おうと。大きなところでできないことをなさって経営に活かしているはずですので、女性がもっと自分の力を発揮できるような環境を作らないとどうしようもない状況になっていることもありますので、そのことを是非お願いしたいと思います。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。では、次に、男女共同参画基本計画中間改定につきまして、御説明をお願いします。

○事務局

《説明 資料7 一体的に整備する第2次男女共同参画計画の中間改定と女性活躍推進計画の骨子（案）等》

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それでは皆様から御意見、御質問頂きたいと思います。藤田由美委員いかがでしょうか。

○藤田由美委員 私は建設業協会の方から参加させていただいているんですけども、いろんな企業さんの中で建設業に関しましてはよくわかります。その他の企業さんに対しては企業内容が違いますので。建設業に関しましては女性の参画というのはちょっと厳しいところがありまして、建設業は今そんなに夢のある企業と思われていないのかもしれない。というのは、就職する若者が少ないんです。要するに担い手がいないということで、業種によったら、資格等いるものもありますし、年数をかけて取得するような技術もありますから。それと今オリンピックで都会の方は沸いてますが、地方に関しましては仕事量とかいろいろありますし、その中で私どもなんかは担い手を育てるのにハローワークさんに出しても来ません。建設業として、私は女性の立場として一生懸命頑張ってるので、女性でやる気のある方は応援したいなと思います。事務員とかそういった職業に関しては来ますし、建築の方の設計とかデザイナーとか華やかなところに関しては女性も進出が多くなってきていると思います。土木に関しては、女性は男性とは体格が全然違いますし、それを現場でやるというのは難しい点がありますので、業種によっては女性の進出は難しい点もあります。以上です。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。業界による特徴があるように思われますが、現在いらっしゃる土木建築関係の女性たちが男女共同参画というものがどれくらい進展しているのか、そのあたりは業種間によって違いがないように配慮しながら取組みを進めたいと思います。また、農業女子というお話がありましたが、土木女子や建築女子といものも、学校関係と協力しながら増やすように努力が必要かと思います。

長尾委員、いかがでしょうか。

○長尾由希子委員 見直し案のところでお紹介いただきました、男女共同参画社会という言葉の周知度を尋ねるのではなくて、質問項目をより生活実感が込められたものに変更されているので、これは何年前にもこの会議で、以前いらっしゃった松大の甲斐先生が御指摘されていらっしゃったと思いますが、これが反映されていて、理念的なものではない取組みとして広まっていくといいなと感じました。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。より肌感覚で県民の方々が、男女共同参画が進んでいるか、ということ把握できるような実態調査とはどういうものかということ、を精査していきたいと思えます。

越智委員お願いします。

○越智やよい委員 国の方の第4次の男女共同参画計画の素案の方で、1番に新規に追加された男性中心型労働慣行等の変革ということが出ているんですが、こういうふうに出していただいて、その内容等についても素案の方に詳しく書いていただいております。男性中心の労働慣行が変わるといことが、女性の就業促進に大きく繋がっていくものだと考えるんですけども、第2次の今度の間改定の方にもう少しこれを活かさないかなと。この言葉、せつかく1番に新規追加でボンと出していただいた言葉ですので、男性自身の働き方をなんとか改善していく部分の強い言葉がどっかに入っていないかなと。5番の男女均等な雇用環境の整備というところに入れていただいているんだと思うんですけども、4次の素案の方は、大変強く、きちんと男性型の働き方の改革という言葉を使って出してくれているので、これがどっかに活きないかなという気がいたしました。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 男性中心型労働慣行の変革、これはおっしゃられるとおり第4次の計画で唯一新設をされた部門でございます。それを受けまして、この中間改定の骨子案、真ん中の部分の主要課題5 職業生活における男女共同参画の推進というところの(2)で、職業生活における女性の活躍推進、その中で②といたしまして男性の意識と職場風土の改革と、③といたしまして、両立支援も含めた多様な働き方への条件整備というような形で、この内容を反映させているとこちらの方は考えている次第でございます。

○桐木陽子会長 越智委員からはもう少し大項目の中に挙げられないかという指摘だと思えますがいかがでしょうか。

○桐木陽子会長 横山委員、お願いします。

○横山ぬい委員 国の第4次基本計画の策定等もふまえて、非常にまんべんなく指標が策定されている状況だと思うんですが、私がちょっと物足りないのは、このプランは愛媛県ではなくても、他の県でも使えるプランじゃないのかなという感じが一瞬してしまうんですね。当然日本の47都道府県、類似しているところは多いと思えますが、やはり愛媛ならではの労働市場、また産業構造、自然環境、本当に住んでいる人達の構成も違えます。冒頭に少子化のちょっと怖くなるくらいのいろんなデータをいただきましたことでもありますように、今後本当に労働人口も激減することは予測されております。愛媛県が生き残るためにはもっともっと移住促進であったり、定住化ということが必要とされてくると思うんですね。その時に、やはり愛媛のブランド、これが形成されていかななくては様々な場面での競争に生き残っていくことは難しいんじゃないかと思えます。ですので、この男女共同参画計画におきまして、愛媛ならではの、という特色を明確化していただけるようなフレーズであったり、テーマ設定であったり、少しくリエイティブな手法になりますが、そこをしていただくと、さらに県民全体がこの方向で向かうんだねということをとて認識できて、より実現達成が可能になっていくんじゃないかと思

います。全般どれも大切なテーマですから、細かく設定が必要なこともわかるんですが、この中でもさらに愛媛県の中では優先順位として、例えば日本一子育てのしやすい県にするんだとか、日本一女性が働ける県にするとか、優先順位を決めた戦略が盛り込まれるとさらに良いものになるのではないかと思います。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それでは先ほどの男性中心の労働慣行の変革と、愛媛県の中長期ビジョンにも示されている愛顔（えがお）の愛媛を達成するために、愛媛独自の男女共同参画の推進の特長というのはありますでしょうか。

○壽卓三委員 出生率が1万399人ということで、この10年ほどで1万人以上減っているという形で、来年は1万人を割る可能性が見えてくる。この割合を見てみると、松山市がそんなに減っているわけではなくて、たぶん松山市以外の市町が減っている。要するに、東京都と地方の関係が、松山市と他の市町の関係になっていて、東京を支える地方が疲弊していく、松山市を支える市町が疲弊していくという形で、やがては松山市も疲弊していくという構造がある程度見えてしまうわけです。これはもちろん愛媛県だけではなく、全国地方都市は全部がこの課題を抱えて、それをどう立て直せるか今競争に入っていると思います。その中で知恵比べということで、どこの県も少子化のこの時代に対して、地方の地方が疲弊していく形をどうクリアするか。愛媛の場合は、地方の地方が疲弊するという形に、どういう戦略を立てるのか、ビジョンを県はもたないといけないと思うんですね。県だけでなくもちろん県民としてももたない限りは、地方の地方の疲弊は間違えなく進んでいく。そしてそれはどういうことかと言うと、小学校や中学校や高校が、また次の段階で減るかもしれない。今実際に学級数が減ってますよね、次は再統合が起こる可能性があるわけです。そうすると地方の地方の親はそこに住めないから、子どもを松山市に移動させるか、松山市に移動してくるかともた進んでいく。この悪循環をどう止めるのか、非常に責務が問われてる。先ほど農業の話もありましたけど、いわば農業と林業と漁業の違いは何かというところで、農業では6次産業化というときに、先ほどの建築もそうだと思うんですけど、生産、流通、消費、それから廃棄の部分、というどの部分にも女性が参画しやすい。それに対して、漁業や林業、建築の実際の肉体労働の部分になると女性が参加しにくい。農業の方は女性も参加しやすい工夫がいろいろと進んできた。そういった意味では、漁業や林業でも女性が参加しやすい形をどうするか、ということと同時に、生産の部分だけでなく、流通や消費、廃棄という全体をマクロに見て、それに取り組んでいくのか。そして、地方の地方がこれ以上の少子化に歯止めをかけられるか、そのビジョンを愛媛県はどう立てるのか。そうしないと、横山委員のおっしゃるとおりで、どこにでも通用する計画で、愛媛県の話ではないわけです。だけでもここは他の県にはなくて、愛媛県として工夫したということを出さない限りは、今までと同じような仕事をやっているだけで実際は変わらないでしょう、ということがどこかで僕らの諦め感を醸成してしまう。愛媛県として、愛媛県の松山市ではなくて、地方の地方のこれ以上の限界集落化をどう止めていくのか、そのための方策は何なのかが出てこない、一般抽象化してしまうことで、どこにでも通じる話のようで、結局どこにも通じない話になってしまう危険性がある。これは愛媛県だけの問題ではないですけど、農林水産業の後退をどう止めるのか、ということ、すぐには難しいかもしれませんが、意識しない限りは、商業だけで成り立つのは県としてあり得ないですよ。そこのところ、是非いろんなアイデアをいろんなところから募りながらやっていただきたいと思います。

もう一点、推進体制の充実ということが骨子の真ん中にありますよね。資料7の2、市町や関係機関、民間団体との連携強化ということですが、これは是非愛媛大学も協力させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。

○事務局 横山委員、壽副会長からも貴重な意見をいただきありがとうございました。まさに愛媛ならではのオリジナリティ、地域活性化に向けた知恵を出していこうということは非常に重要な視点でございまして、皆さんも御存知のとおり地域創生ということで、全国の都道府県が今知恵を絞っているところでして、それにつきましては県全体もオール愛媛で取り組んでいこうということで、今日の午後になるんですけども、愛媛県の人口問題総合戦略推進会議という、県全体のものが別途開かれることになっておりまして、その中で愛媛県の人口ビジョン、今後愛媛の人口をどうしていくのか、どう考えていくのか、減っていく人口を少しでも食い止めていこうというプラン、それからまち・ひと・しごと総合戦略といったプラン作りを進めているところでございます。これは各界の方に集まっていただいてオール愛媛で知恵を出しているところでありまして、我々も男女共同参画の観点からそこに入っているわけでございますけども、そういった作業が今進んでおりますので、当然その中には愛媛ならではのオリジナリティなものも考えられております。それと並行して、今回主題としてお願いしております計画の中間改定におきましても、そういう部分から取り組めるところがあるのか、ないのか、それを各論レベルにどうやって落とし込んでいくのか、追記していくのか、あるいは場合によっては、総論とか見出しの追加とか方法があるのか、ないのかについて、事務局として知恵を絞って参りたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様、御意見、御要望等ありましたら、事務局の方にお寄せいただければありがたいと思っております。

○事務局 今、県の全体の流れは説明させていただきましたが、地方創生につきましては総合政策の方で、あるいは農山漁村の活性化については農林水産部の方で、子育て関係につきましては保健福祉部の方で、それぞれプランを検討しております。そういった中に盛り込まれたものも含めて、男女共同参画に関わる部分については男女共同参画の計画の中に取り入れていくという形で進めさせていただきたいと思っております。三点ほどあったと思います。男性中心型労働慣行の見直し、この部分については、今回計画の中間改定ですので、この計画の継続性の観点からこういう形の構成にしておりますけれども、確かに男性中心型の労働慣行の見直しについて、もうちょっと強く打ち出せないのか、といった部分と、それからまた本県の特長、これは施策展開の中で本県の特長をふまえた戦略的な展開をしていくということになるかと思っておりますけれども、計画の構成の中においてもそういった構成が出せないのかという点、それから地方創生、地方活性化における男女共同参画の推進という観点、この三点については、ここで御意見いただき、すぐには結論が出せませんので持ち帰って検討させていただきたいと思っております。今後のスケジュールといたしましては、この会議を受けて、庁内の検討組織である女性活躍推進部会で各部局に骨子案に基づく施策等の具体的な記載をしていただくというような要請をしていく形で考えておりますので、よろしければ早急に検討させていただいて、それぞれの委員の方にまた御連絡をさせていただくと。それをもって女性活躍推進部会で、庁内の検討に入るという形で進めさせていただければありがたいと考えているのですが、いかがでしょうか。

○桐木陽子会長 女性活躍推進というのは、男女共同参画の一部ですので、それがイコールではないということをお認めいただきたいと思います。よろしくお願ひします。それと、先ほど横山委員が、企業も女性の活躍推進が経営に欠かせないんだ、そういうところの取組みが経営にも良い影響を与えていると。行政であつたり地方自治体であつたり、それぞれの産業界であつたり、切羽詰っていると思うんですね。先ほど壽委員がおっしゃったように、中間改定ではあるので全面的な改定ではございませんが、できる限りその意気込みが表せるような計画の中間改定にさせていただいたらと思います。

○藤田恭子委員 資料7の骨子案の5、職業生活における男女共同参画の推進の(1)の③なんですけれども、セクハラ防止対策の促進ということで特記していただいておりますけれども、私ども相談を受けている感触といたしましてはセクハラも相変わらずあるんですが、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの件数がここ数年多くなつてきておりました、国の方の計画の基本的な考え方の③のところにもマタハラ等の根絶含むという形で書かれておりますので、ここのセクハラに特化した書きぶりというのも少し御検討いただいたらということをお願いしたいと思います。

○桐木陽子会長 御指摘ありがとうございます。数値目標のことは触れませんでした、空欄になっているところ、メディアにおける男女の人権の尊重であつたり、女性の能力開発等の支援、男女均等な雇用環境の整備など、空欄のままでするのはやはりもったいないと思いますし、是非このあたりも委員の知恵をいただきながら御検討いただければと思います。今後中間改定についてどのようなスケジュールで進めていくか御説明をお願いします。

○事務局 本日お手元にお配りしました事務連絡にありますように、各委員の皆様には日程調整等照会させていただきましたが、その結果12月17日に次回の参画会議を開催したいと思ひます。それに向かいまして、本日いろいろと御意見いただき、回答もさせていただきましたとおり、この骨子案、項目等も早急にチェックしまして女性活躍推進部会等の検討もふまえて、庁内に中間改定案本文の肉付けする形での照会をさせていただき、あわせて数値目標の見直しについても照会させていただいて、パブリックコメントにかけられる案というものを策定したいと思ひます。これを次回の会議でチェックしていただき、御意見等を反映させたいと、年末、年明け早々にはパブリックコメントにかけていくというスケジュールを想定しております。ちなみに先ほど数値目標のことで、メディアの項目などは設定がないというお話がございましたが、これは県が施策を展開していつて、そのうえで目標を達成していくという部分で、実は県が直接触れていない事業の部分、例えばメディアにおける男女の人権の尊重などについては、県が直接何らかの事業を行うというのは性質が違ふもので、具体的な数値目標を設定しにくかつたというのが過去の経緯でございます。もちろん今回中間改定ですので、そういったところもふまえて検討して参りますが、各課の現行の施策を反映させていく形で見直しをしていきたいと思ひます。

○桐木陽子会長 委員の皆さんはいつまでにどのような方式で意見を申し上げればよろしいでしょうか。たぶん今日言い足りないところはあるかと思ひます。

○事務局 本日のことで追加の御意見等は、本日以降適宜、メール、FAX等で御連絡

いただきましたら、私どもの方で反映させるかどうか、どんどん検討進めて参りたいと思います。なるべく委員さんと事務局、コミュニケーションを取りながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○桐木陽子会長 では、事務局にお返しします。

4 閉 会

○司会 では以上をもちまして、愛媛県男女共同参画会議を終了いたします。本日は、本日は熱心な御審議、ありがとうございました。